

平成 2 6 年 9 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年9月教育委員会定例会議

日 時 平成26年9月26日（金曜日）

午後1時35分開議

場 所 美里町近代文学館 視聴覚会議室

出席委員（4名）

1 番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2 番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3 番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4 番	委 員	千 葉 菜穂美 君
5 番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課長補佐	寒河江 克 哉 君
教育総務課総務係長	高 橋 博 喜 君

傍聴者 な し

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第36号 平成26年度第5回美里町議会定例会の報告

第 6 報告第37号 平成26年度生徒指導に関する報告（8月分）

- 第 7 報告第 38 号 区域外就学について
 - 第 8 報告第 39 号 指定校の変更について
 - ・ 審議事項
 - 第 9 議案第 17 号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命について
 - ・ 協議事項
 - 第 10 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明について
 - 第 11 「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについて
 - 第 12 美里町教育委員会の点検及び評価について（継続協議）
 - 第 13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
 - 第 14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）
 - ・ その他
 - 第 15 学芸会・文化祭の出席について
 - 第 16 平成 26 年 10 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 36 号 平成 26 年度第 5 回美里町議会定例会の報告
- 第 6 報告第 37 号 平成 26 年度生徒指導に関する報告（8 月分）【秘密会】
- 第 7 報告第 38 号 区域外就学について【秘密会】
- 第 8 報告第 39 号 指定校の変更について【秘密会】
 - ・ 審議事項
- 第 9 議案第 17 号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命について
 - ・ 協議事項
- 第 10 「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明について
- 第 11 「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについて
- 第 12 美里町教育委員会の点検及び評価について（継続協議）

第13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

第14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

・ その他

第15 学芸会・文化祭の出席について

第16 平成26年10月教育委員会定例会の開催日について

午後1時35分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さんこんにちは。少々、開会が遅れましたが、平成26年9月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

日程第1に入る前に、議会事務局から写真撮影ということで許可をお願いしたいということでございます。「議会だより」の一般質問ページの中で教育委員会の会議の様子を掲載したいということでございますので、前もってこのことについて話がございましたので、委員長として許可すると申し伝えたわけでございますが、そのことをお認めいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。それでは写真撮影は許可となりましたので、よろしく願いしたいと思います。

（議会事務局職員が写真撮影のため待機）

2つ目は、新しい教育委員会の委員として千葉菜穂美さんが任命されました。最初に委員の議席について皆さんの了解をお願いしたいのですが、前委員の佐藤委員さんは4番の委員でございましたので、その後任として千葉さんが委員として任命されたということでございますので、4番の席に指定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、千葉委員さんを4番委員ということで指定申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは新しく就任いただきました千葉菜穂美委員さんのほうから、自己紹介をお願いしたいと思います。

○4番委員（千葉菜穂美君） 初めまして、千葉菜穂美と申します。よろしくお願いします。

初めてのことで何もわかりませんが、できる限りのことをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） では私のほうから、ほかの委員さん、そして事務局の職員の皆さんはそれぞれ自己紹介をしていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

佐々木勝男といいます。よろしくお願いいたします。委員長ということで委員会の取りまとめというものの任務を負っております。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○2番委員（成澤明子君） 私も初めてのころは、いろいろと戸惑っていたのですが、皆さん方によくしていただいて、やっとここまでやってきました。よろしくお願いいたします。

○3番委員（後藤眞琴君） 後藤眞琴といいます。よろしくお願いいたします。僕は2月にこの教育委員になりまして7カ月たって、ちょっと教育委員に対するいろいろなことがわかりかけてきたところです。ただ、長い名称の法律があって「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という、これを何回も読ませてもらって、教育委員がしっかりすればこの教育委員会というのはいかにもものが子どもたちのためにできるのだということを改めて強く感じているところですので、これから法律を遵守しながら子どもたちのためにできるだけのことをしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） 5番委員の教育長の佐々木賢治です。教育委員であり教育事務局の責任者ということで、教育長の職をいただいております。2期目に入って7カ月になります。

いま後藤委員さんからお話があったように、私たちは子どもたちのために何をすべきかというのが究極の目標だと思います。さらに自分に厳しく仕事を続けていきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） では事務局の方、よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 教育委員会事務局になります、教育総務課長の渋谷芳和といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 改めましてこんにちは。教育総務課課長補佐を仰せつかっております寒河江克哉と申します。住まいは不動堂でございます。教育委員会事務局3年目でございますが、まだまだ未熟者でございますので、いろいろとご指導よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（佐々木勝男君） そのほか、きょうお会いできない事務局職員の皆さん方ですが、南郷庁舎での会議がありますのでその折に紹介ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、常時、会議には出席しますが今日は小牛田小学校の指導主事訪問を受けておりますので、専門指導員の名前だけでも事務局からお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　いつでも教育委員会には同席するのですが、学校教育専門指導員の佐々木勝基です。本日は小牛田小学校の指導主事訪問がございましたので、そちらのほうに出席しておりますので欠席ということです。よろしくお願いいたしますと思います。

日程第1　会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君）　それでは、議事日程第1、会議録署名委員の指名ということで、通常であれば順番のローテーションでなるわけですが、本日は千葉委員が初めて委員として出席になる中で、2番委員の成澤委員、3番委員の後藤委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第2　会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君）　日程第2、会議録の承認ということで、平成26年7月の定例会議会会議録については前もって委員の皆様へ配付されてお目通しかと思いますが、事務局のほうにこれまで修正箇所の連絡などはございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　昨日までは連絡はございませんでしたが、さきほど成澤委員のほうから1カ所あるということでしたので、成澤委員からお願いしたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君）　では、成澤委員をお願いします。

○2番委員（成澤明子君）　35ページの上から6行目ですが、3回目は2月に町の予算をもって「国語の算数の」というところ、これは「国語と算数」かなと。単純なミスと思いますが、ここだけでした。

○委員長（佐々木勝男君）　35ページの上から6行目のところです。「の」を「と」にしてください。「国語と算数の」というふうに。そのように訂正をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　申しわけございませんでした。

○委員長（佐々木勝男君）　ほかにございますか。なければ承認ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では会議録の承認ということで、よろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。

・報告事項

○委員長（佐々木勝男君） 次に、報告事項に入ります。なお、報告事項の中で日程第6、第7、第8につきまして、この3件につきましては個人情報を含む事項ですので、秘密会扱いにさせていただきますと思いますが、委員の皆さんの了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、日程第6、日程第7、日程第8については秘密会扱いということで、傍聴の皆さんがその時点で在席された場合にはその旨をお知らせし、一時退席をいただくということをお願い申し上げたいと思います。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） それでは、報告事項日程第3、行事予定等の報告について、事務局のほうから報告をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、さきにお配りしておりました美里町教育委員会行事予定表、平成26年10月を見ていただきたいと思います。全ては申し上げられませんので、大きな項目のみを説明させていただくことを、了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・10月3日 遠田郡音楽祭（終日；文化会館）
大崎地域公立幼稚園協議会公開研究会（幼稚園は休園、預かり保育あり）
- ・10月4日 図書館祭り（近代文学館）
- ・10月6日 第5回目教育長連絡会定例会
- ・10月8、9日 学校事務指導（16日午前中のあり）
- ・週末に各小学校、中学校の学芸会、学習発表会
- ・10月24日 宮城県市町村教育委員会協議会「教育長部会会議」、「要望書提出」
- ・10月27日 青生小学校指導主事訪問、宮城県社会教育委員会議（教育長出席）
- ・10月28日 宮城県学力学習状況調査（今年度から実施）

※小学校5年生、中学校2年生を対象

※小学校は国語と算数、中学校は国語と英語と数学

心身障害児指導審議会事前審査

- ・10月29日 国際交流派遣事業アメリカ訪問（～11月6日）

・10月30日 小学校入学児童就学時健康診断（南郷地域）

○委員長（佐々木勝男君） ただいま行事予定について報告いただきましたが、内容等について何かお伺いしたいことがございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

報告事項 日程第4 教育長の報告

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の日程第4、教育長の報告でございますが、報告をお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） それではプリントに沿って報告させていただきます。

1番目の9月校長会での主な指示事項ということで、裏面にあります。大きな項目を1番目から6番目まで校長会でお話ししております。

初めにということで、9月17日に実施したこととなりますが、8月の末に第二学期となっております。それぞれ幼稚園も含めまして小中学校が夏休み中、大きな事故やトラブル等もなく第二学期が順調にスタートした、校長先生初め諸先生方の指導に教育委員会としても感謝しておりますとお話ししました。

あとは小中学校の大きな行事があつて、これからも特に小学校の修学旅行が予定されているわけでありましたが、それぞれ目的のある教育の場なのでよろしく願いするという話をしました。

それから、8月26日に大崎地区教育長連絡会がございまして、そこで教育事務所から連絡等あったことについて校長会でも伝えてあります。なお、加美町の教育長が今回、新聞等にも出ましたが、土田教育長にかわって早坂教育長にかわるようになったようであります。

そのほかの内容では県教育事務所長からは、県職員の事故防止について毎回お話がございします。特に飲酒運転、それから学校関係にはないと思うのですが、最近テレビでしょっちゅう報道されています危険ドラッグ、ハーブとかそういったもの、これは職員のみならず保護者等へも何かの機会にお話ししてもいいのではないかといたことがございました。あと、所長からは人事関係、教頭試験、校長試験の面接が間もなくございします。それについて万全を期してそれぞれ市町村から受験者が出るわけでありましたが、よろしく願いしたいというお話がございました。

3番目、あとは学力向上対策について、これは校長会でお話ししましたが、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果、教育委員会には全部の小中学校の結果と統計が来ております。後

ほどまたそれに関係することを申し上げますが、そういったことについてこれが各学校での対応について、一応足並みをそろえてきちんとやりましょうと。

それで1つは個人ごとにデータが来ますので個別面談、保護者が同席する学校もあったようではありますが、基本的には児童生徒への指導を、大ざっぱでなくてもあなたはこういうところがすぐれている、あなたはこの部分をもう少し頑張らなくてはいけないとか、そういった担任あるいは教科担任が分析したものをその個人に気づかせる指導をするという個人への指導対応です。それから学校として全体的な結果の分析とそれに基づく改善策、どういうふうにして学力向上を生み出していくのか。この26年度の結果を踏まえての対策、そのうち教育委員会にも上げていただくものということでもありますけれども、そのことをお願いしたいと。

それから、当然それは保護者の皆様が関心の高いことでありますし、子ども達の学力、あるいは学習状況、家庭学習等々を含めましていろいろな調査がございますが、家庭の協力を得なくてはならないと、そういった観点からもぜひ保護者へ、学校独自でいいですから学校日より、あるいは学年日より等々でお知らせするようにしましょうということを確認させていただいております。大体、10月いっぱいぐらいでその作業が終わって、教育委員会としましては各学校で終わった後に、教育委員会として総括的に広報みさとで例年知らせております。何とか12月1日号に載せたいなというふうに、今のところそこを目標に。もちろん教育委員の皆様にお示しして、協議をいただいて広報に載せるといった段取りを考えております。

それから、学力向上に結びつけて授業力向上対策等々も話してきました。4番目の学校の現管理運営等につきましては、特に秋の交通安全運動にも入っている月でありますので、町の交通安全町民大会、さらには町職員全員を対象とした交通安全研修会などに参加できるような体制をよろしくお願ひしたいとお話ししました。

それから、議会でちょっと質問が出ましたが、AEDの設置箇所、これは幼・小・中各校に1台ずつ全部ございます。それで実際、教職員については毎年、研修会もやっておりますが、児童生徒に対してはどうなのですかという質問がありましたので、さらに発展させて今後、年間計画でも位置づけて、小学校高学年あたりから年1回はAEDについての講習会というのもやりましょうということでお話をしました。

あとは生徒指導につきましては、特に最近の声かけ、一般の方が例えば交通態度を注意すると。それで終わりならいいのですが、写真を撮って学校に送るからというのです。写真を撮るというのが今のやり方なのですね、大人の方が何人かで。そういうことがあるので各学校、保護者への注意喚起を十分に行い、特に女子中学生には下校時はひとりにならないなどの対応を

お願いしたいと。安全、危険防止ということでお願いしました。

行事会議等の報告に入ります。8月の行事で30日、中学校の運動会がございました。その前後、大変天気がよかったのですが、どういうわけか30日だけ午前中にわか雨が降ったり、午後また雨に見舞われたり、でも何とか雲の合間をくぐって運動会を実施したようでした。本当に先生方も子どもたちも大変だったのですが、それも一つの思い出かなと。できなかったところは翌日とかにやった学校もあるようです。

そして9月に入りまして、2日から長い期間でしたが議会定例会、そのことについては後で報告がございます。

あとは13日敬老式が7会場でございました。今年は青生小学校体育館がメイン会場でありまして、そちらのほうに私は出席しております。各委員さんも他会場で出席されたのかなと思っております。75歳以上の対象者が4,000人以上ということのようです。

主だった会議だけお話をさせていただきました。あとはプリントをごらんいただきたいと思います。

今後の主な予定ということで、土曜日あしたです。町内の幼稚園の運動会がございます。それにまた委員さんにご足労をお願いしますが、よろしくお願いします。

4番目の平成26年度全国学力・学習状況調査につきましては、後ほど報告第37号、秘密会扱いになっておりますが、そこでお話しさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長の報告ということで報告をいただきました。お伺いしたいことがありましたら、お願いします。

では、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

日程第5 報告第36号 平成26年度第5回美里町議会定例会の報告

○委員長（佐々木勝男君） 日程第5、報告第36号 平成26年度第5回美里町議会定例会の報告ということで、渋谷次長のほうからお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、簡単に報告させていただきます。

報告第36号 平成26年第5回美里町議会定例会の報告でございます。

第5回美里町議会定例会は、先ほど教育長のほうから報告がありましたように、9月2日から9月22日まで、21日間開催されております。最初に一般質問ですが、一般質問につきましては11人の議員から31項目が出されております。教育委員会に関係する分につきましては3人の

議員から5項目でありました。教育委員会関係のみを抜粋して一般質問、答弁メモという形で、答弁の要旨を議会開催前に委員の皆様へ配付いたしております。

お目通しいただいたと思いますが、質問に対しての1回目の答弁であって一つずつ再質問がございます。この部分につきましては議会の会議録がホームページ上に公開されますので、そちらのほうで確認をいただきたいと思います。

次に、議案であります。8月の定例会で協議いただきました補正予算と報告第6号につきましては、全て原案可決いたしております。

今回は平成25年度の決算議会でありまして、行財政議会活性化調査特別委員会が設置されまして、教育民生分科会が開催されました。その中で議員から指摘事項、今後の検討事項が出されておりますので報告させていただきます。

まず、南郷図書館の関係ですが、南郷図書館は正職員1名と非常勤職員2名が配置されておりますが、正職員で有資格、司書の資格を持った人を配置するのが本来の図書館の姿だろうという指摘を受けております。

次に、これは幼稚園の関係であります。幼稚園の担任についてです。担任については全て正職員という形にしておりますけれども、その中で育児休暇をとられた先生がおりまして、1年間、臨時・非常勤職員での対応となっております。やはりクラス担任は正職員で配置をしてほしいという指摘がございました。

次に、教育委員会所管関係になりますが、教育委員会の自己点検評価委員会運営、これについては昨年度は2回実施しておりますが、その中でやはり自己点検評価をつくる際に学校現場を見ないということは問題ではないかということで、やはり現場を見ることを取り入れていったらいいのではないかと指摘を受けております。

それから、学校評議員会運営、これは学校評議員につきましては教育委員会が委嘱する形になっておりますけれども、運営の報告が学校から上がってきていないという状況があります。やはり教育委員会が委嘱するのであれば、報告をもらうのが当然ではないかという指摘を受けております。

それから、委員の人数についても指摘がございました。3人から5人では少ないのではないかと。地域の意向や意見を吸い上げることから、できれば最低でも6人を委嘱するなど一定の基準があってもいいのではないかと指摘を受けております。

次に、学校業務員です。現在、町内の小中学校9校中、正職員の配置が7校、非常勤職員の配置が2校となっております。やはり学校の意見を尊重しながら、正職員の配置をするように

という指摘がございました。

それから、不動堂中学校のプールにつきましては、特別委員会の意見を付された事項ですが、不動堂中学校のプールについては父兄や生徒が不公平感を感じていると。それは問題であると。やはり施設の整備を早く進めてほしいというような指摘をいただいております。

あとはそれ以外に、決算分科会は教育民生分科会と総務産業建設分科会という2つの分科会がございます。その中で教育費については教育民生分科会で審査するのですが、総務産業建設分科会の委員については連合審査という形で質問がございました。委員会では2人の議員から2項目の質問がございました。

1つは我妻 薫議員から、幼稚園の預かり保育の予算の割り振り与人件費配置についてというような質問がございました。その中でこごた幼稚園とふどうどう幼稚園の2園が夕方の5時から7時までの間、非常勤の職員だけの預かり保育になっております。やはりその時間帯も正職員を配置すべきというような指摘を受けております。

2人目ですが、橋本四郎議員から伝統芸能保存と後継者の育成の取り組みについての質問がございました。関根神楽の関係ですが、関根神楽につきましては地域児童に積極的に働きかけることによりまして、3年ぶりに神楽クラブが復活しまして、活動は活発化しておりますが、関根神楽の後継者の育成と神楽を活用した町の活性化を図るよう、質問がございました。以上が平成26年度第5回美里町定例会の報告であります。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。議会の定例会の報告をいただきました。

何かこの際聞きたいことがございましたら。はい、後藤委員。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっとお願いしたいことが一つ。議会であって教育委員会に関係することであれば、みんなに印刷して配っていただければありがたいのですけれど。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 答弁メモという形で事前にお渡ししておったと思いますが。

○3番委員（後藤眞琴君） メールでいただいたものですね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） あれが1回目の質問の答弁です。

再質問などずっと続きますので、それをこの場で報告するということはかなり難しいので。会議録の調製に時間が若干かかりますが、それで確認をしていただくということしかないのかなと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） そのメールを見たのですけれども、いや大変なのですよね。見るのに物すごい時間がかかるのです。それで自分もこれから努力しますけれども。

それともう一つ、こういう指摘を受けたということに対して、教育委員会としてはどういふような答え方をされたのかというのは、はっきり理解できなかったものですから。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） まず、最初に南郷図書館の正職員の件ですけれども、これについては、職員採用というのは教育委員会ではございませんので、人事担当課のほうに正職員を配置していただくようお願いするというようなお答えをしております。

次に、幼稚園の担任について、正職員を充ててほしいという意見ですが、これについてはお答えしているのが、この辺もなかなか難しいのですが、正職員が当たるべきということではお話ししております。

次に、自己点検評価委員会につきましては、委員の意見を聞きながら現場を見ることを取り入れていくというようなお答えをしております。

次に、学校評議員の運営につきましては当然、教育委員会のほうで委嘱をしておりますので、会議の報告をいただくよう学校にお願いしていくというようなお答えをしております。

それから人数ですが、人数につきましては多ければいいものではなく、学校の実状をお聞きしながら校長会で話題にしたいと思うという回答をしております。

次に、学校業務員の正職員化につきましては、現在、業務員の採用というのはないのです。退職した場合は不補充というのが町の方針になっておりますので、その辺についてはなかなか難しいと思いますというようなお答えをしておりますが、学校の意見を聞きながら配置を検討したいというお答えをしております。

次に、不動堂中学校のプールにつきましては、前向きに考えますのでご理解をお願いしますというような答弁しかできませんでした。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○教育長（佐々木賢治君） 暫時休憩をお願いします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時33分 再開

○委員長（佐々木勝男君） では、休憩前に引き続きまして再開させていただきます。

では、そのほかに議会定例会の報告に関することでは質問ございませんね。

（「はい」の声あり）

それでは、次の日程第6、報告第37号 平成26年度生徒指導に関する報告（8月分）、あわ

せて先ほどの報告の中では平成26年度全国学力・学習状況調査について、これも生徒指導に関する報告の中であわせて報告ということでございましたので、この2つについてお願いします。

まず、生徒指導に関する報告ということで、担当の学校教育専門指導員がきょうは欠席しておりますが、事務局から説明でよろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、済みませんが、一時休憩していただきたいのですが、よろしいでしょうか。秘密会に入る前に一旦休憩を入れていただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは一旦、秘密会が始まる前に休憩とします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時35分 再開

日程第6 報告第37号 平成26年度生徒指導に関する報告（8月分）【秘密会】

日程第7 報告第38号 区域外就学について【秘密会】

日程第8 報告第39号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（佐々木勝男君） 再開いたします。先にお諮りしましたが、報告第37号から39号までは、個人情報を含む報告事項でありますので、秘密会扱いとさせていただきます。

傍聴者がおいでになりましたら、そのことを伝えていただきたいと思います。

〔以下、秘密会につき会議録の調製なし〕

【秘密会 午後 2時35分から午後 2時58分まで】

審議事項 日程第9、議案第17号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第9に入ることにいたします。審議事項、日程第9、議案第17号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命について、事務局のほうから提案の説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第9、議案第17号 美里町心身障害児指導審議会委員の任命についてを説明いたします。

これにつきましては各委員様方のほうに事務連絡で申し上げておりましたが、委員の推薦が昨日まで持ち越されたものがございました。内容につきましては民生児童委員協議会からの推薦だったのですが、25日きのうの開催でございましたので、きのうの開催をもって推薦いただ

いたために、招集告示の際には皆様方のお手元のほうに差し上げることができませんでした。申しわけございませんでした。本日の資料の中でお示しさせていただきますので御了解いただきたいと思っております。

この心身障害児指導審議会委員につきましては2年の任期でございます。条例で設置されている教育委員会の附属機関でございます、20名以内で組織するということが述べられております。

また、この任期でございますけれども、前は平成24年度、25年度と2カ年ございましたが、今回は平成26年度の任期でございます、あくまでも任命された日以降ということで今回、26年10月1日から28年9月30日までの任期とさせていただきますものでございます。

この審議会の運営規則の中にございますが、各学識経験者、医師、あとは学校の校長先生、また特別支援教育関係の職員からおのおの推薦をいただきまして、皆様方のお手元にある19名を今回、任命していただきたく提案させていただくものでございます。

なお、先ほど行事予定の中で申し上げましたが、10月の末にこの審議会の事前審査が行われる予定でございます。また11月に入ってからはこの就学指導審議会を開催させていただきまして、一人一人の児童生徒が普通学級のほうで過ごせるのか、また特別支援学級のほうがよろしいのか、もしくは特別支援学校のほうがよろしいのかなども含めて審議していただくものでございますので、この19名の方々を任命することにつきまして承認いただきたいと思いますと考えております。以上がこの議案の説明でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 審議事項ということで提案の説明をいただきました。

ご質問、ご意見をいただいて決を採りますのでお願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 一つ確認をお願いしたいのですが、26年10月1日から28年9月30日の2年ですけれども、特に学校関係では定年退職があります。来年の春。そういった場合、その後の取り扱いについて確認をしてほしいのですが。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは今お話がありましたが、この審議会の条例の第3条に任期の項目がございます。その中で先ほど言ったとおり委員の任期は2年とさせていただきますが、欠員、補欠が出た際には前任者の残期間をその任期とするという定めがございます。ですのでただいまのお話にありました学校の先生方が退職なさったという場合につきましては、その退職された日以降からこの平成28年9月30日までを新しい委員の方の任期とさせていただきますと考えておりますので、そのように理解いただきたいと思いますと考えております。

それから申し添えます。なお、これにつきましては先ほども言ったとおり10月1日からとさ

せていただいております。前年までは4月1日からとなっておりますが、やはり任命行為でございますので、任命の承認を受けた日以降から2年後の前日までということが町の担当課のほうからも指示を受けておりますので、今回からそのようにさせていただきたいと考えております。

○委員長（佐々木勝男君） 補足説明がございました。特にご異議なければ、承認ということですが、ではただいまの美里町心身障害児指導審議会委員の任命については、承認される方の挙手をお願いしたいと思います。

（承認者の挙手）

○委員長（佐々木勝男君） 挙手全員でございます。よって、美里町心身障害児指導審議会委員の任命については、全会一致で承認ということになりました。ありがとうございました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

協議事項 日程第10「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明について

○委員長（佐々木勝男君） 次に、協議事項日程第10、「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明について、このことについて事務局から提案の説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、協議事項日程第10でございます。給食センター基本構想返却にかかる住民説明について説明申し上げたいと思います。

なお、資料につきましては告示の際にお持ちしましたが、本日、多少の修正もございましたので皆様に新たにお配りしております。

まず1つが、10月広報みさと原稿案というものにホチキスどめがされております。基本構想に係る諸問題の検証についてという3枚ジョイントされたものと、あとそのほかにきょう新たにお示ししました「(案)小牛田地域学校給食センター基本構想返却までの経過等について」、この資料をもとにしまして説明させていただきたいと考えております。

まず、住民への説明のことについてでございます。8月の定例教育委員会の場におきまして、給食センター基本構想を町長から返却していただき、そのことを町民の皆様にも早速お知らせしなければならないということで協議いただいた次第でございます。

その中で、「広報みさと」などを通じまして町民の方々に知らせるのがやはり第一であろうと。また、知らせるに当たってはその内容そのものがなかなか町民の方々に伝わらないことも

ありますので、これまでの審議したことを別紙のチラシなどにしてお示ししたらいいのではないかとということで、教育委員会では協議いただいたところでございます。

ただ、実際に広報等のほうに載せさせていただく、また広報とともにそういったチラシを全町民に配らせていただくということになりますと、最終的には広報を発行しております町長の職務権限になりますが、町長の承認または町の担当課との協議が必要になってきておりました。それで委員さん方からいただいた意見をもとにしまして、広報にも載せる、また広報に別冊としてチラシを入れるということで話を進めておりましたが、そのチラシを配布しますとそのチラシを最終的に配布する行政区長さん方の手を煩わせてしまうということも考えられるので、今回は広報に載せるということのみでどうでしょうかということで、町長部局のほうからも協議をいただいたところでございます。

これにつきまして、各委員さん方のほうにはメール、電話、ファクス等でこのようになりました、このような形で進めさせてもよろしいでしょうかということの部分を確認させていただいた上で、9月15日発行の広報にまずは基本構想が返されたということ、または町民の方々に大変心配やご迷惑をかけたということのみを掲載させていただいた次第でございます。

また、9月の定例議会の一般質問などにおいても、先ほど教育長、渋谷課長のほうからも報告させていただきましたが、議員各位から基本構想についての質問を受けた次第でございます。町民に知らせるのも一つの手ではありますが、これまでの経緯なども説明するような場を設けてもいいのではないだろうかといった質問などもいただいております。それにつきましては教育委員会の定例会などで委員の同意、総意をいただいた上で、開催などの決定をさせていただくということを議会の場でも答弁させていただいているところでございます。

そういったことを受けまして、今回この定例会におきまして協議事項として載せていただきましたことについては、まず住民への説明会を開催してはいかがでしょうかということでございます。これについてはきょうの教育委員会を待つてはある程度間に合わないということもございましたので、事前に各委員様に連絡申し上げまして、開催することに対しての意見などをいただいているところでございます。

その際には各委員様からは、そういった住民説明会を行うことについてはご異議ありませんと。日程についてもできるだけ早くということで10月上旬ということでの内諾をいただいていると事務局のほうでは考えております。本日はその詳細な日程、時間、場所または来ていただいた住民の方々にお示しする資料などの原案をお示しさせていただいて、委員皆様方のご意見をいただきたいと思っておりますので、これから協議のほどよろしくお願ひしたいと思つて

おります。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま住民説明についての提案について説明をいただきました。

確認したいことが大きくは2つございます。開催月日、時刻について、次に開催する場合の資料についてということでございますので、最初は開催月日、時間、時刻ということで、このことについて委員の皆さんの了承をいただかなければならないと思いますので、そのことについて確認をしたいと思いますが。

○3番委員（後藤眞琴君）　その前に、自分がまだ納得できていないところがありますので、一つ教えていただきたいのですけれども、教育委員会で住民に説明するに当たっては、町長に報告したものを広報と一緒に別紙として配布するというふうに教育委員会では決めていたのです。

教育長さんから電話をいただいたのは議会が始まる前の日だったものですので、午後5時かそのぐらいで、やむを得ないとして僕は認めたのですけれども、緊急事態です。

決めたことを今なぜ、どうして町長さんから言われたときに、もう一度教育委員会に持ち帰って話し合いますからというのが筋でないかと思うのです。一旦それを決めたのだから。ですけれども緊急事態だからということで、今どうしてその配付がだめなのかと聞いたら、確かに町長さんに報告したものですから、報告したものを、もちろん町長さんのものだろうと思うのです。ですから町長さんの了承を得なければならぬと思うのです。それを町長さんのほうではだめだと。これは配布しないほうが良いと判断したのです。その理由はまず何だったのですか。これは先ほどでは行政区長さんの手を煩わせるからということでした。どうして急にだめだということになるのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君）　はい。その理由についてということでございますのでお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　私のほうは事務的な流れでのみしか話をできないのでご了解いただきたいのですが、まず美里町の広報というのは月2回発行させていただくということが合併してから行われております。

その広報を月2回にする大きな理由につきましては、行政区長さんに文書の配達を依頼するのが余りにも今まで多かったということを踏まえて行っております。というのは、やはり町には教育委員会以外にもさまざまな部局がございます。そういった部局ごとに一つ一つ文書を作成して、行政区長さんにこれを全戸配布してください、回覧してくださいというのが余りにも多いので、それを広報みさとの中に全て網羅できないのかといったものが行政改革の一環として示されております。

ですので、できる限りその1日号広報もしくは15日号広報の中にそういったお知らせを集約するようにということを私たち職員も常々言われているところでございます。

そういった中で8月教育委員会の中で、広報の中には載せられるスペースがあるので載せますと。それに説明し切れない部分については別紙のチラシを見ていただきたいというようなことがこの教育委員会場で決められたことでありますけれども、それはですから町の基本的な方針であります配布物を少しでも少なくしようというものと逆行するというような考え方が一つあったかと思います。

ですので、教育委員会としましては皆様方の意見をいただいた上での教育委員会の総意でございましたので、ぜひともお願いしたいということで最後までお願いしたのですが、やはり最終的に町のほうの考え方、配布物を少しでも少なくし区長さんの手を煩わせない。または住民の方々にもより多くの資料をお渡ししても、こういう言い方は失礼ですが、すぐごみ箱にいくようなものではだめだろうと。やはり広報として保存していただいて見てもらうものに集約したいというのが町の方針でございましたので、町長及び町長部局の担当課のほうからは、今回は広報に掲載するのみであって、詳しいチラシなどについては後日、開催するかもしれない住民説明会場でお示ししたらよろしいのではないかといったことが最終的には広報とともに配布ができなかったという理由だと私のほうでは聞いております。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育長さんからはそういう説明があったというようにお話しされたわけですね。

緊急事態ですので、それで一応わかったということにします。ただ、お願いしたいのは、一旦、教育委員会で決まったことを改める場合には、また教育委員会の臨時会なりを開いて決めると。だから今回のことを前例としないということをこの場で確認しておきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ちょっと言いそびれたところがあったのですが、いま後藤委員さんが言ったとおりです。今回は9月の議会定例会が控えておりまして議会が始まる、また広報の発行の締め切りも迫っておりまして、本当に今回は後藤委員さんが言われたとおり、緊急事態として各委員様方のほうに電話なりメールなりでお知らせしたということでございます。

今後はこのようなことのないようにしたいと思っております。ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。それでは住民説明会の開催時刻について、事務局提案としては10月8日、10月10日、10月11日ということで、提案されていますが。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、済みません。事務局提案ではなくて、この件については広報に載せる場合、かなり日程的に厳しいものがございまして、それぞれ委員さん方に臨時会を開いたわけではないのですが、電話等でまず住民説明会を実施しなくてはいけないのでどうでしょうかということで、連絡させていただいております。

それから日程につきましても3日間、きょう初めてお教えするのではなくて、事前に打ち合わせという形でこの2点だけ聞いていただいたと。10月1日の広報に間に合わせるために。

取り急ぎこの2点については、きょう初めて提案ではなくて確認ということでお願いしたいのですが。というふうに事務局は捉えているのですが。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長のほうからの説明がございましたように、日時、場所についてのことは全部の委員で確認ということでさせていただきたいということでございますが、そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

はい、それでは、10月8日水曜日の19時、中央コミュニティセンター大ホール。10月10日金曜日の19時、南郷庁舎多目的ホール。10月11日土曜日の19時、中央コミュニティセンター大ホール。この3日間で行うということでご了承いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、このことについては広報みさと10月1日号に示されるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番委員（後藤眞琴君） あと要件のことについて。3回やってこれ人が集まりますか。

最初は集まるかもしれませんが。

○教育長（佐々木賢治君） 幅広く町民、住民の方々に丁寧の説明申し上げたいということで、小牛田地域、それから南郷地域にと。

それで土曜日に設定したのは2回が夜7時からなものですから、夕刻の時間帯に来られない、特に主婦層にいないのではないかということで一応3回とすると。事務局案として各委員さん方に連絡させていただいた次第であります。確かにわかりません、何名お集まりになるか。

そういった教育委員会の誠意をお示ししたいなということがありますので、了解いただきたいと思ひます。

○委員長（佐々木勝男君） できれば資料に入る前に出席の委員の確認ということで、事務局側としてはどのようにお考えでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） こちらについてはメール、電話などでもお知らせしまし

たが、原則、全教育委員様方の出席をお願いしたいと考えています。原則というのは都合が合えばというような考え方でお願いしたいと思っておりますので、その点につきましてはよろしくご配慮いただきたいと思いますと考えております。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま原則は出席ということでお願いしたいと。委員長のほうからも何とか3日間でございますので出席いただいて、住民の皆さんと顔合わせ、そしてこれまでの経過等とかいろいろな質問を受けることがございますので、やはり丁寧に説明申し上げたいというふうなことがございますので協力いただきたいと思います。

どうしてもその日都合が悪くなったと言われると、これはやむを得ないわけでございますけれども、全員が原則として出席ということではよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 申しわけないのですが、自分の宿題があつて締め切りの原稿を今やっけてまして、それが15日までなものですから、11日だけで出席の対応していただければ、ありがたいと思うのですが。

○委員長（佐々木勝男君） 11日ですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 申しわけありません、本当に自分勝手に。

○委員長（佐々木勝男君） そのほかの委員の皆様は、成澤委員さん。

○2番委員（成澤明子君） 私は、10月11日は出席できません。それで水曜日と金曜日は出席させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） 千葉委員さんは初めてでございますけれども、いかがでしょうか。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私は、反対だったのですが。

○委員長（佐々木勝男君） 住民の皆さんから質問があつた場合は、割り振るということはいたしませんので。

○4番委員（千葉菜穂美君） これは3日間、全部で出席したほうがよろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 原則でございます。この日は都合が悪いという場合は、お休みいただいて結構でございますので。

○4番委員（千葉菜穂美君） 土曜日はちょっと都合が悪いです。

○委員長（佐々木勝男君） そうすると10月11日は欠席と。はい、わかりました。

では教育長さんは全部出席ということで、よろしいですか。私は委員長ということで、8、10、11の3日間については出席ということにいたします。

あと会の進め方については、後で事務局と細かいことは相談しながら役割分担をすることになりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） ある程度、進め方を決めていただいた方が。私の思いをお話ししていいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 日程の進め方ですね。

○教育長（佐々木賢治君） いや、内容です。委員長からは挨拶で総括的に話ししていただく。あとはこれからの審議する資料については教育長が説明するといった考え方でいかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 説明後の質疑応答的なものは、Q & Aは。

○教育長（佐々木賢治君） いまの話は基本的な流れとして。

○委員長（佐々木勝男君） 私が基本的には全部言おうと思ったのですが、それはだめですね。概要だけはちょっとお話ししておこうかなと。あと詳細については資料もあるわけだから、資料に添って説明すると。言葉で全部を説明というのも無理だけれども、細かい資料をもとにして、私が全体で10分か15分時間をいただいて説明して、細かいところについては理解いただくためにQ & Aをつくったうえで、説明会を進めたいと私自身は思っていたのです。

○3番委員（後藤眞琴君） 基本的には委員長さんが説明して、それから細かいことは教育長さんに説明をしていただくとか。

それと質問などが出た場合には委員長が答えて。それを補足するような話で教育長さんがお話しすると。

○委員長（佐々木勝男君） まあそういう流れというふうになると思います。

あと会場につきましては、会場づくりから私はやって、そして会場撤去までを一連で考えております。これはしないといけないと思いますので、お話しさせていただきました。

それで、資料ということで先ほど提案ご説明をいただいている案ですが、あと諸問題の検証についてということ、そして返却までの経過等についての案がございますので、そちらのほうをごらんいただきながら意見をいただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。資料を少し説明させていただきますと思います。

まず、「広報の原稿案」のほうにつづられております資料については、基本的には7月22日に町長に対して行った詳細説明と同じでございます。ただ、教育委員会委員長から町長に提出する文書でありましたので、その提出日、氏名等を削りまして、そこにタイトル「基本構想にかかる諸問題の検証について」と前文を入れました。教育委員会で協議しまとめた資料ですという文言にかえさせていただいております。

大きな1番から大きな4番までは、何ひとつ町長に提出したものと変わりはありません。3ページの最後に「今後このようなことは二度と起こさないように反省し、教育行政に対する町民の信頼を得るよう努めてまいります」と、この文言が町長に提出する際には、町長に対して「努めてまいりますのでご指導よろしくお願いします」ということになっていたと思いますけれども、その部分を町民に対してでございますので「努めてまいります」というふうに変えています。

ですので修正した部分はこの部分だけです。前段の部分の宛先である町長の名前、発信者である教育委員長の名前をとって、その前文を修正したところと併せて、そのように説明させていただきます。

また、きょうお渡ししました「(案)返却までの経過等について」につきましては、教育長のほうでまとめていただきました、時系列的な年表でございます。

町長に建議する少し前から、実際に今回住民説明会を実施するまでのものをまとめたものでございますので、この資料についてはきょう初めて目にされると思います。この場ですぐこうだということは出ないかもしれませんが、こういった基本的な時系列的な表も資料として付けさせていただくということを承認していただければと考えております。

また内容につきまして、これはちょっとおかしいのでないか、またこういった事項も加えたほうがよろしいのでないかというものについては、説明会までまだ1週間以上時間がありますので、事務局に意見を寄せていただければその部分の追加修正について、委員長、教育長と協議させていただきたいと考えておりますので、そのようにお願いしたいと思っております。

以上、資料の補足説明でございました。

○委員長（佐々木勝男君）　まず、諸問題の検証についての参考資料1ページから3ページまでございますけれども、そこから大筋を確認させていただきたいと思います。

○2番委員（成澤明子君）　いま寒河江さんから話を聞いてよくわかったのですが、町長さんへ提出したものと全く同じであるということで、この文章は私たちがこのように関係していますという感じで、反省したことを町民の皆様にお伝えいたしますという文章にはなっていないと思いました。全く何も知らない人がこれを見たら、ちょっと文章がわかりにくいかなと思いました。

例えば、「教育委員会委員及び教育委員会関係者の見識を町民が疑うのも当然である」といった文章の表現は、簡単に言えば例えば「当然でありました」とか、そういう表現の仕方もあるのかなということがあります。読んでいけばもう少し削るところであるとか、柔らかく伝え

るような文章にするということはあるのかなという感じがしました。

それからもう一ついいでしょうか。

この表、経過等についてもやはり住民説明会資料としてお出しするということでしょうか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) この経過についてを1ページ目とさせていただきまして、2ページ目以降にこの諸問題の検証についてをつけさせていただきたいというのが、いま事務局で考えている案でございます。

○2番委員(成澤明子君) そうしますと、例えば平成22年1月に、そもそもこの給食センター問題のスタートだと思うのですけれども、ここのところは誰が誰に対して提言したのかという、説明が不足している。これだけではわからないのではないかと思います。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) もう少し詳しく事実を記述するということですね。

○教育長(佐々木賢治君) 提言という言葉がちょっとふさわしくないかもしれません。右側に書いてありますが、「食育と学校給食について」という資料を、そこに記載した2つの会の方々から資料として教育委員会にお示ししていただいたのです。「食育と学校給食について」という冊子を資料としていただいていると。参考資料として活用してはどうでしょうかという、ですから提言という言葉はちょっとふさわしくないかもしれません。

○2番委員(成澤明子君) 「まちづくり会議」と「食育と学校給食を考える研究会」の2つの会からの提言を受けて、センター基本構想がスタートしたということですか。

○教育長(佐々木賢治君) それは違います。その前にもう計画はあったのです。

○2番委員(成澤明子君) その辺が知りたいと思いますが。

○教育長(佐々木賢治君) そこまでは、いわゆる学校給食にかかる審議会を立ち上げたのです。

○委員長(佐々木勝男君) 平成20年5月の美里町小牛田地域学校給食施設再編審議会です。

○教育長(佐々木賢治君) そこで諮問されて答申をして、どんどん進んだのですね。

○3番委員(後藤眞琴君) 基本的に説明会ですので、一々「てにをは」を配慮した資料を配布しなくてもいいと思います。箇条書きにするかして、それを口頭で説明するような形にすれば。

例えば千葉委員さんに聞きたいのですけれども、これを見ても多分わからないのではないかと思います。これを町長さんに報告したときには当然、町長さん側はみんなわかっている。わかっている前提でこれに書いているわけです。

この案の見出しの「給食センター基本構想にかかる諸問題について」というところの大きな1番「これまで大きな物議を醸したことについて」、「委員長の踏絵発言について」とは一体全体これは何だと、こういうことです。

ですからこれを、踏絵発言はこういうふうになりましたということで説明する。それで、次にこれの対応についての反省点は何も文章にしないで箇条書きにしておいて、こういうことで、委員長さんが説明していけばいいのではないかと。町長への報告は、文章にしないとなりましたから。

それからこれを箇条書きにしておいて説明していけば、そして丁寧に踏絵発言というのはこういうことがあってこういうことだと。それに対して教育委員会としては反省しておりますというところを説明する。

例えば学会で発表するときにも資料を配りますね。それで全部を口頭で説明しなくても、資料に載っていれば、項目でこういうことがありましたと判る。それを口頭で説明していけばいいのではないかと思います。

結局、箇条書きにしておいて、それを丁寧に説明すればいいのではないかと。

○委員長（佐々木勝男君） 私自身もいま後藤委員さんのほうからあったように、この資料をその項目に沿って箇条書きにして要約したものということであれば、実は私もそういうふうには思っていたのです。

先ほどの日程協議の中で挨拶も含めて、そのことを総括的なことを話しましたね。そのときに私はこれをもとにしてもう一回原稿をつくらなければならないと。それを説明してさらにQ & Aもこの資料をもとにしながらお話しするというようなことを想定していました。そのことも皆さんの意見の中に入れていただきながら、少し煮詰めていただければと思います。

事務局の皆さんには、これをまた組み替えたり箇条書きに要約ということだとちょっと時間がないかなと、苦労するかな思うのですが。

○2番委員（成澤明子君） 時間的には難しいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 項目とその反省点、改善点というような要約です。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 一時休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 少し休憩をとります。

午後 3時45分 休憩

午後 3時55分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 会議を再開します。

それでは、資料について後藤委員のほうから提案がございますので、説明していただければと思います。お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 町長への報告書に沿って口頭で説明していくように提案します。そのためには、時系列の表には報告事項の内容がいつであったかがわかるように掲載しておく。

それで説明会の最初に、その時系列の事項を説明していくことにすると。それから関連してそれに対して当時の教育委員会はこのように対応をしました。そのようにしていただけたらいいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま後藤委員のほうから資料の提案について、説明いただきましたけれども、理解いただけましたでしょうか。事務局の確認はいいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、なお修正が当然出てきますので、説明会の開催前に各委員さん方にまたメール、ファクスなどでこういった資料になるということを一度お示した上で、資料は印刷にかけたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（佐々木賢治君） 反対云々ではないのですが、7月22日付で町長に説明資料ということで提出した文書、これを町民の皆様にも前回教育委員会で広報と一緒にチラシとして配布するというので考えましたが、それが諸般の事情でかなわなくなったので、今度の説明会でその資料をそのまま使いたいという事務局として提案しましたが、今その後藤委員さんの提案ですとそれをもとに箇条書きに整理をして説明会で資料としてお示しすると。

そういった形で構わないかどうかの確認です。それでいいのですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 基本的にはこの報告したものと全く同じものを口頭で説明するといふだけなのです。それは何も変わってはいないと思います。配布するとは言っていないね。

町長さんに報告したものを、説明会のときにそのまま資料として渡すということです。

○教育長（佐々木賢治君） 今この住民説明会の資料といいますか、もとなるのは前に町長さんに報告した文書、それをもとにして箇条書きなりあるいは説明なりやらせていただくといふふうに認識して構わないわけですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕はそれでいいのではないかと思います。

○教育長（佐々木賢治君） はい、わかりました。それではいま寒河江補佐が言ったように後日、内容を確認していただくと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 来週1週間ぐらい時間をいただきます。

○3番委員（後藤眞琴君） 最後に説明会においては、これから説明するものは町長には文書で提出したものに基づいておりますということを言った上で説明してほしい。そうすれば問題はないですね。

○教育長（佐々木賢治君） 注釈ですね、はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま確認されたことでよろしいですか。

では、来週あたりに事務局より委員の皆さんに内容をお示ししますということでございますので、これを確認し、何か追加修正するところの文言がありましたら、事務局のほうに連絡ということにさせていただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、済みません。資料の経過等については。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、経過等についての年月日、項目、内容ということでございますが、補足することがございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。今この場ですぐ委員さん方にそれを指摘いただくのは大変なことだと思いますので、これについても来週中にでも事務局のほうに指摘いただければ、その部分も修正した上で来週の金曜日あたりには皆様方のほうにメール、ファクスでお渡ししたいと考えております。

そういったことで、お取り計らいいただけませんか。例えば来週の水曜日ぐらいまでに各委員さん方から指摘事項をいただくと。それに基づいて来週の金曜日ぐらいまでには各委員さん方のほうに修正した資料案をお示しすると。それを再来週の説明会の際に印刷して住民の方々にお配りするという手はずでいかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） ちょっと確認させていただきたいのですけれども、この資料をもとにしてもう一回見直していただいて、それが説明会では示されるのですよね。見直す際に委員の皆さんは関係資料というのはお持ちになっていますか。この返却までの経過等についての関係資料です。全部を知っておかないと確認が難しいところが出てくると思うのですが。

例えば、私が今持っているのは学校給食関係資料で、平成24年から25年11月までの一覧になっているものですから、これにあわせると不足した事項なども見当たる訳です。

○3番委員（後藤眞琴君） 大事なことは、教育委員会で協議した町長さんに報告したものについてを住民に説明するのがメインですね。そうすると、ここにあることについてはこの時系列表に入れておかねばならない、これだけは。

それでほかにもまた、例えば町議からの質問に対する答弁の責任の所在について、これが何でどうしたとか書くとかなり大変なことになります。ですから主だったことを上げておけば、それで口頭で説明をすればいいのではないかなと思うのです。全部説明することは大変ですものね。

○教育長（佐々木賢治君） 私がこれを作成した理由は2つの観点からです。返却に至るまでの

経緯、こういう流れがあったのだと、事実ですね。

それからもう一つは基本となる説明資料との整合性です。例えば10月14日、剽窃問題発覚、問題点はここに文書化しようかと思ったのですが、それはやめて口頭で説明すると。踏絵はいつ、内容はこうだという。ですからこの説明資料との一体化、それが2つ目の目的だったのです。

さらにもし全部載せるとすると公開質問書や懇談会などいっぱい出てきます。それを一つ一つ掲載するともう膨大な量になります。このような考えで経過報告という形でつくらせていただきました。

○委員長(佐々木勝男君) 基本的には協議していただいた資料の中に文言が出ておりますので、そのことが経過等の表に中に明記されているのかと、そういう整合性を図ってもらう必要がある。

そうすれば今度は具体的なことは、この資料をもとにしてその質問にお答えできるというようなことなのですね。

○3番委員(後藤眞琴君) ですから説明する委員長さんが、大事なことはこの踏絵発言というものはどういうものであったのかというのを住民の方にわかるように説明すると言うこと。それで反省することをここに書いてありますから。

それから、もう一つは余計のことですけれども、剽窃の問題というのはどういうものだったのか。それなりのところも説明した後で、こういうことになっていますということを説明するとしたらいいのではないかと。

それともう一つ、似たようなことですけれども、片づいている課題を根掘り葉掘り、その住民の方は興味あるのかという事ですね。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 今の話ですが、実は情報公開請求が来ています。給食の関係のことで、住民の方から情報公開請求です。

内容は、4,000筆の署名簿を提出した後に、教育委員会がその署名をいただいたあとに執った行動を示す書類を公開してくれということです。ですのでもう後藤委員さんが言われたとおり、もう済んだことなので興味がないと言うわけではないことをお話ししておきます。

平成22年12月の事項を情報公開請求していただいている住民の方もいるということはお伝えしておきます。

○3番委員(後藤眞琴君) かなり丁寧に説明しないと、納得してもらえるかは疑問ですね。

○2番委員(成澤明子君) この表の12月3日と12月7日のことですが、12月3日に凍結を求

める署名の提出、それから12月7日は凍結を求める陳情書なのですが、別物なのでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 12月3日に出されたもの、教育長に提出されましたものはあくまでも署名簿、署名要求書というものでございます。この給食センター建設は凍結してほしい、もっと住民の意見を聞いてほしいとする要求事項を署名簿として教育長に提出されております。

また12月7日に出されたものは陳情書です。これは議会に対して町民の方々が、こういったことに対して議会のほうで審議していただきたいので、陳情するというものでございますので、中身は違います。

ただ、その4,000筆の署名がもとになっているということは事実でございます。ですので当時の教育長に出されたものは要求書です。あとは議会に出されたものは陳情書でございます。あとのほかに12月7日に同じく町長に対しても、要求書と聞いておりますが、出されていると聞いております。

○3番委員（後藤眞琴君） 要求書ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 済みません、町長に出されたものは私のほうでは目にしていませんので確かではありませんが、要求書ではないかと思われます。

○3番委員（後藤眞琴君） 計画凍結要求書は教育委員長でなくて教育長に提出したのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。中身を確認しましたら、教育長に提出しております。

○3番委員（後藤眞琴君） 変ですね。形式的にも内容的にも委員長ですよ。

○委員長（佐々木勝男君） 教育長の名前です。前の教育長さんの名前で、この署名を集めた代表の方が直接、手渡したのです。新聞に写真も載っています。

○3番委員（後藤眞琴君） これは教育長さんが受け取っても権限がないですものね。教育長は教育委員会の指導、監督のもとで事務を行うのですから。

ですので教育委員会があくまでもどう取り扱うか決めることでして、委員長にしないと具合が悪いと思いますけれども。

○教育長（佐々木賢治君） 当時はそのように捉えたのでないでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 今まで教育長の権限が強かったからそういうふうになってしまった。それを誤解されたのかもしれませんね。

○委員長（佐々木勝男君） 住民の方にはそういう意識はございません。

○2番委員（成澤明子君） 質問といいますか、例えば裏側の7月22日、8月21日の分の主な内

容のところが、「町長より指摘された改善策について」とそれから下が「町長より返却される」なのですが、前のほうになると２部とも返却とか提出とかという記載なので、誰から返却されたのかというのがないと、どうなのかなというのが１点です。

それから平成25年の記載ですけれども、平成25年12月６日それから12月27日は第１回で返却依頼、第２回目返却依頼となっています。でも平成24年７月13日は単に「返却依頼」なので、１回、２回はどこから数えて１回、２回と書いたのかなという素朴な疑問がです。

○教育長（佐々木賢治君） 平成24年７月13日の返却依頼ですか。

○２番委員（成澤明子君） かぎ括弧の「基本構想」です。

○教育長（佐々木賢治君） これは、意味が全く違います。７月13日の返却依頼は内容にもありますけれども原本と修正版２部の「基本構想」が町長の手元にありました。それで２部とも返してくださいと。原本は返さない予定で、修正版を協議しますから返却お願いしますと、そういう事です。

それから平成25年の分の返却依頼は町長の手元にある「基本構想」を教育委員会に返してくださいと、もう後は戻しません。そういう意味の返却依頼になります。それを４回したということなのです。説明会で質問があった場合、そういうふうに回答します。

また、私がもう一つ気になっているのは、平成22年８月に７会場で説明しているのです。これは出向いて。

それで今度説明会を開催するのですが、「それで終わりか」と。「出向いて説明、謝罪は教育委員会では考えていないのか」と、そういう質問があった場合、どのように答えたらいいのか。

○３番委員（後藤眞琴君） 出向くとはどこへですか。

○教育長（佐々木賢治君） それは各学校区です。前は説明しに行ったのです。「地域へ出向いて住民懇談会のように、説明は考えていますか」と質問された場合、今回は３回にて説明させていただきましたと、そういうふうに回答しようと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 暫時休憩とします。

午後 ４時２０分 休憩

午後 ４時２５分 再開

○委員長（佐々木勝男君） では、休憩前に続いて協議を続けます。はい、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 「教育委員会として３回以上こういった場を設ける予定はないので

すか」という質問があった場合、「それぞれの地域から要望があった場合に出向きます」と回答してよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長のほうから提案があった点ですが、もし要望があった場合には出向いて説明するという事で、そのことでよろしいでしょうか。

○２番委員（成澤明子君） 質問があって回答するのではなくて、委員長さんと教育長さんの説明が全部終わった後でも、なお不足の分があったら出向きたいと思っていますということをお話ししたほうがいいのでないでしょうか。

○３番委員（後藤眞琴君） そのほうがやる気があるのだなという状況になる。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） つまり会議の冒頭でそういう話をするということですか。

○委員長（佐々木勝男君） それでは私のほうで話します。基本的にはそういう形でやっていきましょう。

○教育長（佐々木賢治君） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） では資料と経過については、ほかに確認しておくことがございましたらお願いします。

それでは、日程第10の「美里町小牛田地域学校給食センター基本構想」返却にかかる住民説明についての協議は以上でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、日程第10の住民説明についての協議は以上で終了いたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、時間も押しているのですが、トイレ休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） それでは５分間休憩をとりますので、35分から再開します。

午後 ４時３０分 休憩

午後 ４時３５分 再開 [高橋博喜係長 入室]

協議事項 日程第１１ 「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについて

○委員長（佐々木勝男君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについて、事務局のほうから提案の説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、私のほうから説明させていただきます。

「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについて、これにつきまして

は8月の定例の教育委員会で協議をいただきました。学校給食の公会計化について協議をいただきました。その公会計化に向けて給食費条例を策定するものです。

本町にはパブリックコメント条例がございまして、町民生活に重要な政策などを定めるに当たりパブリックコメントを実施するということになっております。この条例で「パブリックコメントとは、町の政策等の策定に当たり当該政策等の案をあらかじめ公表し、広く町民等から意見及び情報を募集する」ということになっております。

今回、意見を募集するのが10月10日金曜日から11月10日月曜日までの32日間になっております。この条例で意見の募集期間は30日以上ということですので、32日間の募集期間といたしております。関係資料の公表場所という形でそれぞれ町内の施設それからホームページで公表をいたすものです。

それで、具体的な流れなのですが、パブリックコメントをいただきまして提出された意見を十分考慮するということになっておりますので、その意見を考慮した条例に直したものを11月の教育委員会で議案として審議をいただき、12月の町の定例議会のほうに議案として提出するというような流れになっております。以上であります。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案を説明いただきました。このことの進め方については今、説明いただいたとおりでございます。パブリックコメントに持っていくために「美里町学校給食条例（案）」について協議し、確認し、それでよければパブリックコメントに示すということになります。このことの内容について、条例案文について協議をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見含めてお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 何回か読んだのですがけれども、第3条のところで「町は、町の設置する学校のうち規則で定める学校」、これは単なる規則でよろしいのですか。それで第5条にも「規則で定める額とする」、第7条にも「規則で定める」というふうになっているのかなと思います。この規則は「美里町学校給食費条例」の規則なのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） お手元に本日配付しているのですが、これが「給食費条例施行規則」です。これにいま後藤委員がおっしゃる第3条の分で「町の設置する学校のうち規則で定める学校において」というようなことで、この規則のほうを見ていただければその辺がわかることかと思えます。

○委員長（佐々木勝男君） 施行規則のほうの案をごらんいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、最初のところに「美里町学校給食費条例施行規則」というふうに入れて、括弧で（以下「規則」という。）というふうにしないと、この規則は何の

規則なのかとなる。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 表示ということですね。要は表示で規則というのは「美里町給食費条例施行規則」と明記するということですね。

○3番委員（後藤眞琴） 前のほうでは、学校給食法（以下「法」という。）となっていますね。そうすると、その給食費条例の規則が何の規則かわからないから、「美里町学校給食費条例施行規則」と入れて（以下「規則」という。）とすれば、以下のことはみんなこの規則という認識になる。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 確におっしゃるとおりで、やはり規則であれば当然そういうふうに（以下「規則」という。）というような表現になるか、ちょっとこの辺は検討させていただきます。このままでよろしいければいいのですが、法令担当のほうのチェックは受けておりますので、その辺の表示については間違いではないかとは思います。

なお確認はさせていただきます。正式には11月の教育委員会のほうで再度、条例案を提案させていただきますので、そのときまでに検討させていただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） これを読んだだけでは何の規則かわからないですから。

それからもう一つです。第6条のところの見出し分（学校給食費の減免又は免除）で、この減免には免除が入りますね。「減免」でなく「軽減」という意味ですかね。そうすると減免と免除がダブっていますね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） この第6条については、「学校給食費を減額又は免除」ですから。

○2番委員（成澤明子君） 見出しに「減額」と書いてあります。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 見出しですね。はい、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） これは「減額」だね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それは訂正をさせていただきます。指摘、ありがとうございます。

○3番委員（後藤眞琴君） それからもう一つ、これも第8条です。「学校給食費の例による」、これは学校給食費について項目はないのです。第3条（学校給食の実施）と第4条（学校給食費の徴収）と第5条（学校給食費の額）となっているのです。

そうするとこの「学校給食費の例による」というのはどこの項目の例によるのですか。第2条では学校給食費とは学校給食法に規定する学校給食費をいうとなっているのです。これではわかりにくい。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 第8条の部分は幼稚園給食、これは南郷地域の幼稚園が給食を提供していて、その部分でこの条項を設けました。学校給食費の例によるということなので全ての部分が、幼稚園のほうにも当然、当てはまるという形に捉えております。

○3番委員（後藤眞琴君） これは法律の文書ですね。そうすると誤解されないように書かないとならないですね。学校給食費の例においてという、これをずっと読んでいったら、この条項は大事ですね。学校給食費の取り扱いに対し必要な事項とするということですね。2番目で学校給食費の定義です。次は実施です。それから給食費の徴収です。それから、ここの第8条で言っているのは、給食費の例によるという「実施される給食に係る給食費については」というのは給食費の徴収のことですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 全てです。この学校給食費の例によるということですけれども、当然これは徴収それから額、納付の部分も全てこれは学校給食に該当してきますので、学校給食費の例というような表現にしております。

○3番委員（後藤眞琴君） これで大丈夫ですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） なお、質問の件は確認させていただきます。一応このような表現でいいと、法令担当と確認しています。なお再度確認をいたします。

○3番委員（後藤眞琴君） 何回か読んで、ちょっと曖昧でないかと思いました。

○教育長（佐々木賢治君） 幼稚園の給食だけの限定ですね、第8条は。幼稚園給食費と入れてはいけないのか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 幼稚園給食費となりますと給食費だけの取扱いになりますので。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 給食費としますと本当に給食費だけになります。施行規則案の第3条のところに、学校給食の実施校は小中学校のほかに幼稚園も入っているのです。ですからこの条例の第3条の中では規則で定める学校という言い方をしているのですが、この学校の中には幼稚園も当然含まれていますよと。その幼稚園の給食については、学校給食費の例によるというのは、ここの条例で言っている第3条以降全ての条項を指しているのです。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 幼稚園給食費と入れてしまうと限定されてしまうから、その第8条の最後のところに入れた。この「学校給食費の例による」というこの表現でいいのか、その辺の確認はしたいと思いますので。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕、これ読めないことはないのです。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） わかりました。それは確認させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） そのほかございませんか。

ただいま委員のほうから指摘いただいたことを確認していただいて、次回にまた提案ということになりますね。

○3番委員（後藤眞琴君） パブリックコメントを教育委員会に出したいということになりますので、きちんと文言のほうをしておかないと「教育委員会で何やっているのだ」と、そういうことになりますので、確認のほうをよろしくお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、わかりました。

○教育長（佐々木賢治君） なお、補足ではありませんが、何の目的で条例をつくったかを説明する必要があるのかなと思います。こういう理由で条例はこのような考え方を持っていますということ。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和） 委員長、済みません。条例施行規則案、これは日付が入っておりませんが、平成27年4月1日からの施行ということで、施行月日は入れることになっています。

○3番委員（後藤眞琴君） 施行規則案は前もって配られたのですか、予習ができなくて。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 施行規則案は本日でございました。招集告示で配布したのは条例案だけでして、きょう会議を開く前に、これだけではわかりづらいということでこの施行規則案を本日配らせていただきました。

○委員長（佐々木勝男君） では、そのほかに意見がなければ日程第11、「美里町学校給食費条例（案）」にかかるパブリックコメントについての協議を終了いたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

日程第12 美里町教育委員会の点検及び評価について（継続協議）

○委員長（佐々木勝男君） それでは次、日程第12、美里町教育委員会の点検及び評価について、これは継続協議ということになっておりますが、提案の説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 美里町教育委員会の点検及び評価について、前回8月の教育委員会定例会のほうで協議いただいたのですが、なかなか理解しがたいということで再度、9月の教育委員会でも協議したいというお話がありましたので、委員の皆様の意見をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま提案の説明をいただきました。資料はお持ちだと思います。

のでお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） この前、確認をお願いされて、よく読んだつもりでもうかなり前に読んだのですけれども、そのメモしたものとこの資料を忘れてしまって、事務局に先ほどコピーしてもらったのです。メモした部分がないので質問、聞くのがちょっとできないのですが、一つ思い出したので、よろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） 何ページですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 12ページです。図書館に対しての図書館資料と情報提供の充実というところの2番目、実績というところですよ。利用者のニーズと社会情勢のもとに「選書会議」を実施し、幅広い資料収集に努めたと書いてあるのですけれども、この「選書会議」というのはどういうことなのか。

○2番委員（成澤明子君） 選書会議というのはどういうものか。

○教育長（佐々木賢治君） どういう本を選ぶか。本の選定する会議ですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 選書会議ということですね。すぐ図書館に行って確認してきます。

○3番委員（後藤眞琴君） 学校教育ビジョンの点絵・評価についてですか、17ページになります。今思い出しました。メモしたものが忘れてきてしまって。

これは各学校に評価してもらったものを、専門指導員の方がまとめたと思ったのですが、そうですか。。

○教育次長兼総務課係長（渋谷芳和君） そうですね、学校教育専門指導員がつくっています。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、きょうおられないのでその専門の先生の評価が適切かどうかというのをこの教育委員会で話し合わなければならないということですね。

それで疑問に思っていたところです。ちょっとメモがないので、今は思いだけなので具体的には質問できません。

○教育総務課係長（高橋博喜君） この17ページは表になっているのですけれども、その専門指導員が分析と考察を入れたのが18ページ、19ページであります。。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、後藤委員からお話がありました選書会議の実態を説明したいと思います。

この選書会議については、図書館に勤務する有資格者、ですから図書館司書の資格がある職員3名で構成します。これは経験年数が長い職員ということですので、1人の正職員と2名の非常勤職員の3名で毎週行っている会議だそうです。その3名の職員の間でこういった資料を

今後集めたらいいのか、また住民のニーズに沿うのかということを毎週話し合っている会議だそうです。それを選書会議と言っているようです。

○3番委員（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

○2番委員（成澤明子君） 確かに新刊がどんどん出ていますからね。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局にお問い合わせさせていただいて、確認していただければと思います。その内容を次回以降で説明いただければと思います。ということでよろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕のミスでしたので、今回はこれでよろしいです。

○委員長（佐々木勝男君） ではよろしくお願ひしたいと思います。

では、ただいまの日程第12の件についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

日程第13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第13、美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）ということでございますので、事務局のほうから提案の説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これについては継続協議でございまして、今回は時間も時間ですので、先ほど後藤委員さんからあったとおり臨時会の開催とかで補っていかうと考えておりますので、本日は協議を行わないということでお願いしたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） では、日程第13については臨時会ということも含めて考えていくということでございますので、本日の協議は行いません。

日程第14 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

○委員長（佐々木勝男君） 日程第14、基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）でございます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これについても同じようにお考えいただければありがたいと思っております。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。では、日程第14、基礎学力向上・いじめ対策等についても今後、継続協議していくということでございます。よろしくお願いします。

その他 日程第15 学芸会・文化祭の出席について

○委員長（佐々木勝男君） 次、その他、日程第15、学芸会・文化祭の出席についてということで、ご案内もある訳ですが、これについては説明だけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第15、学芸会・文化祭の出席についてを説明させていただきたいと思います。

冒頭の行事予定についてでもお話ししたとおり、10月の土曜日、日曜日を中心に各小学校、中学校で学習発表会、学芸会等が開催されます。昨年まではおのこのの学校に教育委員の割り当てをさせていただいておりましたが、御存じのとおり学芸会でございますので来賓の方々の紹介や挨拶等、一切ございません。

ですので各委員様方のご都合もあるかと思いますので、都合がついた学校とかお近くにある学校などに出向いていただければよろしいのかなということで、ことしはその割り当てはしないようにしたいと考えておりました。

それでよろしいかどうかを皆様方に意見をお聞きしたいと思っておりますので、委員長よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局のほうから説明いただいたとおりでございますが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） これ僕のところに入っていましたけれども。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 学校のほうでは全ての委員さんに案内は出しております。

今までは委員さんの割り当てを事務局でしていたので、差し上げていませんでしたが、原則学校からは全委員さん方に案内しているようです。

○3番委員（後藤眞琴君） ちょっと安心しました。

○委員長（佐々木勝男君） 出席しなくてもいいのではなく、都合がつく場合は参加していただくということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

日程第16 平成26年10月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（佐々木勝男君） では次、日程第16、平成26年10月教育委員会定例会の開催日について、案としては10月29日、あるいは30日、あるいは31日とこの3日間のうちいずれかというふうに絞りたいのですが、委員の皆さんの都合はいかがでしょうか。

私は、30日以外だったらいいかなと思っております。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は大丈夫です。

○2番委員（成澤明子君） 私は31日がいいです。

○4番委員（千葉菜穂美君） いつでもいいです。

○委員長（佐々木勝男君） それでは31日ということになりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、10月31日金曜日、時間は午後1時半になります、南郷庁舎ということで。

本日の議事日程は以上でございますが、補足はございませんね。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

平成26年9月教育委員会定例会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後 5時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年10月31日

委員長

署名委員

署名委員